

BICSI 日本支部定款

BICSI 日本支部定款（以下、定款という。）は、BICSI 本部（所在地：8610 Hidden River Parkway Tampa, FL 33637-1000; 米国フロリダ州タンパ市ヒディンリバー・パークウェイ 8610 番地、〒33637-1000）の BICSI Bylaws（以下、BICSI 定款という）に準じて制定されており、この定款と BICSI 定款との内容が異なる場合、この定款を優先するものとし、この定款に記載無い内容に関しては、BICSI 定款に準ずるものとする。また、BICSI 米国本部の方針に従い、2002 年 9 月度から日本支部は会計上で独立し、BICSI 米国本部からの支援金制度は廃止された。

第1条 目的

BICSI 日本支部（以下、日本支部という。）は、高度情報伝送システムに関連する技術情報を提供する事業を主目的とした非営利の教育、認定機関であり、日本の情報伝送システム業界の発展に寄与する。事業とは、商業ビル、住宅、構内の通信サービス、通信ネットワーク及び伝送経路に関する標準化と安全性を推進することであり、そのため、BICSI 教育認定プログラムや BICSI 出版物を用意し、また各種業界団体との交流を推進する。

第2条 所在地

団体の正式名称は BICSI 日本支部（ビクシにほんしぶ）という。また、英文名称は BICSI Japan District（ビクシ ジャパン ディストリクト）という。所在地は、以下の通りである。

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-13-6 TEL : 03-3524-8488

第3条 会員の資格

BICSI の目的・目標に関心を持ち、定款に従うことに賛同し、会費を支払い、且つ日本に居住する者とする。

第4条 会員の分類

会員には、個人会員と法人会員（以下、会員という。）の2つの種類を設ける。法人会員は、法人名義で会員となる。法人会員は、法人代表会員1名と一般法人会員複数名を選出し、BICSI 会員申請時に個人氏名で登録する。但し、法人代表会員に限り、書面により、その名義を変更する事ができる。法人会員の権利は、その登録した者に与えられるものであるため、例え、同一法人の者であれ、その登録者以外は BICSI 法人会員の資格はない。個人会員は、個人名義で会員となるが、その名義変更はできない。

第5条 会費

年会費を支払期限内に収めることにより、会員資格を得る。会員資格の期間は、入会登録月から始まり、翌年のその入会登録月までの12ヶ月である。次年度の会員資格を得るためには、会員資格を有する期間内に会費を納入する必要がある。ただし、年会費を一度に複数年納めることにより、会員資格の期間は最大36ヶ月まで延長できる。

第6条 日本支部の組織

日本支部は、支部長が代表者であり、副支部長は支部長を補佐する。日本支部は、ボランティア・ベースで事業を行なう日本支部委員会とボランティアスタッフ（以下、日本支部委員会とこのボランティアスタッフを含めたメンバーを委員という。）並びに事業に参画しない一般会員（以下、一般会員という。）とで構成する。日本支部のメンバーは、法人会員あるいは個人会員の資格を所有するものとする。組織は表1による。

(1) 日本支部委員会

日本支部内の最高意思決定機関とし、広報、技術、教育事業分野の計画立案とその実行責任部門とする。

(2) ボランティアスタッフ

日本支部委員会で計画した事業を実行する際、その事業の実行担当者として参画する。

第7条 日本支部委員会運営

日本支部及び日本支部委員会の運営に当たっては、定款を遵守しなければならない。

第8条 定例会議

- (1) 事務局長は、任務を適切に処理する責任があり、その為に日本支部委員会を招集する権利を有する。
- (2) 日本支部委員会は、時間を厳守するとともに効率的かつ円滑に進行するように互いに協力し、できるだけ成果を得るよう努めなければならない。
- (3) 支部長または副支部長が議長を務め、活動状況の確認と会議運営に当たる。
- (4) 過半数の出席をもって日本支部委員会は成立し、その場合、「議事録」を作成する。
- (5) 議決は、出席者の過半数を持って可決する。尚、賛否同数の場合は、議長にその権限を委任する。

第9条 総会

- (1) 日本支部は会員の総会を毎年7～9月時期に開催するものとする。この総会の日時、場所は日本支部委員会が決定し、会員には支部長名で以って少なくとも14日前に通知す

る。

- (2) 総会においては、支部長が議長を勤め、前年度の活動報告や収支報告を行なう。5名以上の出席で総会は成立し、収支報告に関しては出席者の過半数を持って可決するものとする。支部長が副支部長に議長権限を委任した場合は、副支部長が議長を勤めることができる。尚、賛否同数の場合は、議長にその権限を委任する。

第10条 事務局

- (1) 事務局長は、支部長が指名する。
- (2) 事務局は、日本支部の活動を維持するため、氏名、会社名、連絡先（住所、郵便番号、電話番号、FAX 番号、email アドレス）などを記載した会員名簿を、常に保持していなければならない。
- (3) BICSI 本部との窓口となり、日本支部管理運営に係わる折衝を担当する。
- (4) 日本支部委員会で必要となる情報は事務局に保管され、会員は日本支部委員会の許可により閲覧できる。この情報には、会合議事録、BICSI 本部からの情報、会員からの質問等を含む。
- (5) 会員および非会員に以下のサービスを提供する。
 - ・入会サポート
 - ・BICSI 出版物の購入斡旋
 - ・BICSI 主催の各種会議開催
 - ・BICSI 主催のセミナー開催
- (6) BICSI 会費、BICSI マニュアル販売事業の管理を行なう。
- (7) Web（日本の BICSI ホームページ）の管理を行なう。
- (8) 日本支部の予算立案と管理、および活動計画立案から実行までの事業にリーダーシップを持ち遂行する。

第11条 日本支部委員会(District Japan Steering Committee)

(1) 活動事業

日本支部委員会は、主として次の活動事業を行なう。

- イ) 日本支部の発展に向けた基本活動計画（以下、事業計画）を立案実行し、支部長は BICSI 本部 PRESIDENT-ELECT に報告する。
- イ) 重要課題の審議・決定
- ロ) 委員間の調整
- ハ) 会合議事録、活動状況報告書は、支部長に提出し、その写しを事務局に提出する。

(2) 委員構成とその運営

- イ) 支部長、副支部長、幹事委員、監事、事務局長で構成される。
- ロ) 支部長、副支部長各1名は、BICSI 本部が指名する。

ハ) 監事は、日本支部委員会および総会の承認を得るものとする。

ニ) 任期は、一期2年とする。但し、再任は妨げない。

ホ) 日本支部定款の制定、改訂の責務を持つ。

第12条 ボランティアスタッフ(Volunteer Staffs)

(1) 事業活動事業

主として次の活動事業を行なう。

イ) 日本支部委員会の決議事業計画を実行する。

ロ) 特定した活動目標や定例会合等の決まった活動義務は持たない。

ハ) 日本支部委員会からの協力要請により、その活動案件単位に任意に自由に参画できる。

(2) 委員構成とその運営

イ) すべて担当委員で構成される。

ロ) 任期は、一期2年とする。ただし、再任は妨げない。

ハ) 必要経費が発生する時は、日本支部委員会に上申し指示を受ける。

第13条 委員の入退会

(1) 入会希望者の承認

日本支部委員会およびボランティアスタッフへの加入は、支部長または副支部長が承認する。

委員資格：BICSI 会員であり、ボランティア活動に賛同できる者。

提出書類：入会届及び本人のプロフィール

手続：本人からの入会希望の意思は支部長または副支部長に届出される。

(2) 退会希望者の承認

日本支部委員会およびボランティアスタッフからの退会は、支部長または副支部長が承認する。

提出書類：退会届

手続：本人からの退会希望の意思は支部長または副支部長に届出される。

第14条 出版物の承認

出版物（BICSI 技術マニュアル、BICSI カタログ等を翻訳したもの）の発行や BICSI 記事の雑誌掲載に関しては、BICSI 本部発行“Guidelines for Non-U.S. Publication”に準拠する。やむなくこの Guidelines に該当しないケースが生じた場合、日本支部委員会での検討後、事務局経由で BICSI 本部に認可依頼を行なう。

手続：支部長が要望書を作成し、事務局経由で BICSI 本部に申請する。その結果は日本支部委員会に報告され、実行される。

第15条 翻訳著作物の権利

BICSI 本部発行 “Guidelines for Non-U.S. Publication” に準拠する。

第16条 経費

日本支部活動に要する経費は、会費、講習会、マニュアル販売、スポンサー等日本の BICSI 活動からの収入で賄う。

第17条 会計年度

会計年度は、7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

第18条 会計報告

事務局は、毎月収支報告書を作成し、日本支部委員会に報告する。

以上

(付則：この定款の制定改正経過)

1. 2001年7月1日制定
2. 2003年2月27日改定。改定条項は以下の通り。
第12条
3. 2003年2月27日改定。改定条項は以下の通り。
序文、第2条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、補足条項。
4. 2004年3月16日改定。改定条項は以下の通り。
第5条、第7条、第11条、第12条。
5. 2007年6月7日改定。改定条項は以下の通り。
第1条、第4条、第8条、第11条、第18条
6. 2012年3月21日改定。改定条項は以下の通り。
第2条、第9条、第17条
7. 2014年6月1日改定。改定条項は以下の通り。
第2条 所在地は「〒254-0045 神奈川県平塚市見附町 23-19-501 TEL/FAX : 0463-74-6030」から「〒104-0061 東京都中央区銀座 7-13-6 TEL : 03-3524-8488」に移転した。

表1. BICSI 日本支部組織図

